

有床診療所整備計画について

○ 趣旨

医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する有床診療所としての医療計画記載の可否について、届出基準に照らし適当と判断し、その旨計画者へ通知しましたのでご報告します。

(根拠規定：医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務取扱要領第7)

1 病床設置予定の診療所

病床の種類 (医療法施行規則第1条の14第7項)	医療圏	設置予定等の診療所 ①名称 ②所在地 ③開設者 ④標榜科目	開設病床数 (床)			備 考
			現 在	増 加	計	
居宅等医療 (第1号)	名古屋 医療圏	① キリン診療所 ② 名古屋市中川区中野本町 1 丁目 1 番地 ③ 医療法人社団キリン診療所 ④ 内科	0	9	9	病床設置予定月未定 (平成26年11月 7日開設)

(参考)

医療法施行規則第1条の14第7項

第1号 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

2 届出基準に対する適否

基準 (H20.10.6 愛知県医療審議会で承認)	申請内容	適否
(1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること(診療所新設の場合は届け出ることが確実なこと)。	(1) 在宅療養支援診療所として届出済。	適
(2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること(有床診とする理由が明確であること)。	(2) 地域密着の医療と在宅医療先の患者の急性期疾患時の受け入れ先として体制を整える。	適

(参考) 名古屋医療圏の一般病床及び療養病床に係る病床数

基準病床数 16,828床

既存病床数 19,995床